

議第 8 号議案

首都高速道路株式会社の距離別料金案に関する意見書の提出

首都高速道路株式会社の距離別料金案に関し、国へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成 19 年 12 月 21 日提出

道路・安全管理委員会

委員長 谷田部 孝 一

首都高速道路株式会社の距離別料金案に関する意見書

首都高速道路は我が国の中枢である首都圏の有料道路として、延長 300 キロメートル近くにも及び、一日当たり 115 万台の車が利用する大動脈であるとともに国際競争力の強化や首都圏の経済活動を支える重要な社会基盤である。この首都高速道路を有効に活用するため、その料金設定は地域の活性化、物流の効率化、環境の改善等の社会的要請の強い政策課題に的確に対応することが望まれるが、先般公表された距離別料金案は、とりわけ長距離利用者や大型車を扱う企業等にとって負担が大きい内容となっている。

近年、日本の景気は堅調に推移していると言われているが、特に市内の中小企業では、不安定な受注や燃料価格の高騰などにより依然厳しい経営状況が続いている。今回の料金案が実施されると物流コストが大幅に上昇し、企業経営を圧迫することはもとより首都圏経済全体へ及ぼす悪影響が懸念される。また、長距離を利用する大型車などが首都高速道路を避けて混雑の激しい一般道に流れ込むことによる、新たな渋滞の発生や環境の悪化も危惧される。

この課題を解決し、高速道路ネットワークを最大限に利活用するためには、首都高速道路株式会社みずからの真摯な経営努力に加え、国においても新たな措置を講ずることが不可欠と思われる。

よって、国におかれては、首都高速道路の料金体系が与える社会経済活動や市民生活への影響の大きさにかんがみ、次の事項について強く要望する。

- 1 物流の効率化や環境面の向上のため料金をさらに引き下げること、特に長距離利用者や大型車利用者の負担を軽減する料金体系とすること。
- 2 首都高速道路の料金圏や運営主体が異なることで生ずる割高感を解消するため、乗り継ぎ割引を実施すること。
- 3 以上の料金施策の実現に当たっては、経済活動面、環境面などその受益が地域や広く社会全体に及ぶことから、国策として実施すること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 21 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

あて

横浜市議会議長

藤代耕一